

令和 2(2020)年度
看 護 学 部
自己点検・評価報告書

令和 3 年 3 月

令和 2 年度：令和 2（2020）年 4 月 1 日～令和 3（2021）年 3 月 31 日

看護学部 自己点検・評価報告書

1. 理念・目的

1-①：大学の理念・目的を踏まえ、学部の目的を適切に設定しているか。

【大学の理念・目的】（全学共通）

駒沢女子大学は開学以来、道元禅師の禅の精神に基づく「正念」と「行学一如」を建学の精神とし、これを根幹において教育・研究活動を展開してきた。「正念」とは「坐禅」のことであり、体と心をととのえ、静かに自己の心を開き、自身の輝きを見つめていく行いによって自己の確立をめざすことである。「行学一如」とは、このような「正念」によって確立された自己において、学業と日々の実践とを切り離さず、学んだことを実生活に活かしていくことである。つまり本学の建学の精神とは、「正念」により自己を確立し、「行学一如」によって本学で学んだ知識や技術を社会のそれぞれの領域で活かし最善を尽くしていくことに他ならない。

この建学の精神をふまえて、本学の教育の目的は「駒沢女子大学学則」第1条（目的）に次のように明示されている。

本学は教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、道元禅師の禅を建学の精神とする伝統をふまえ、国際化・情報化の進展、女性の社会参加の拡大など、急速な社会構造の変化にのぞみ、十分に自己を実現し、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな現代女性を養成することを目的とする。

またこの目的をより具体的に明示したのが、学則第1条3に示す「教育目標」である。この教育目標は4つの養成項目からなり、それぞれの養成項目は上記第1条の「目的」の条文を反映したものとなっている。

第1条の3 第1条に規定する目的を達成するための教育目標は、次の各号に定めるものとする。

自立した現代女性にふさわしい教養力と人間性の養成
自己実現のためのコミュニケーション力と社会性の養成
社会的責務を果たすことのできる専門力と判断力の養成
文化の創造的担い手となるための技術力と実践力の養成

この教育目標の4つの養成項目は、大学の理念である「正念」「行学一如」を、学生に獲得させたい資質として具体化したものであり、また、前半二つはおもに教養教育の課程を意識し、後半二つはおもに専門教育の課程を意識したものとなっている。これら4つの教育目標は、学群・各学部のディプロマ・ポリシー（DP）に反映されており、大学全体の教育目標と各教育課程との一貫性がはかられている。

【学部の理念・目的】

次に本学部・学科の目的が、大学の理念・目的に照らして整合的に設定されているかを点検する。以下に本学部・学科の教育目的を示す学則第4条第3項の第9号および第10号を掲げる。

(9) 看護学部は、自己を見つめ、他者への思いやることを備え、科学的根拠と専門的知識・技術に基づいた判断力と探究心をもち備えた看護実践者の育成を目的とする。

(10) 看護学科は、人間性豊かな質の高い看護実践能力を備えた看護師・保健師を育成することを目的とする。

看護学部は平成30年4月開学の新設学部である。本学部は建学の精神である「正念」並びに「行学一如」の基づき、学部の目的である「自己を見つめ、他者への思いやることを備え、科学的根拠と専門的知識・技術に基づいた判断力と探究心をもち備えた看護実践者の育成」することは、大学の教育目標である「自立した現代女性にふさわしい教養力と人間性」「社会的責務を果たすことのできる専門力と判断力」「文化の創造的担い手となるための技術力と実践力」を養成することに適合する。また「人間性豊かな質の高い看護実践能力を備えた看護師・保健師を育成」することにより「自己実現のためのコミュニケーション力と社会性」を養成する学科の目的に適合する。これらのことから看護学部においては、大学の理念・目的と整合性を保ちながら教育目的・目標を設定している。

【令和元（2019）年度特記事項】

特になし。

【令和2（2020）年度特記事項】

特になし。

【評価】

以上から、大学の理念・目的を踏まえて整合性を保ちつつ看護学部ならびに看護学科の目的等を適切に設定していると判断できる。

1-②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

【学部の目的の明示及び公表】（全学共通）

本学の学群・各学部等の目的は、上述のとおり大学の学則において明示されている。また、本学の大学構成員（教職員および学生）に対して明示するため、刊行物として、毎年学生に配布する『履修ガイド』（平成29（2017）年度までは『便覧』と呼称）において、建学の精神と教育の目的について学生向けにわかりやすく解説した文章を掲載し、各学類、学部等の3つのポリシー及び学則も収録している。また、「学燈会」も本学における建学の精神ならびに教育の目的を学生に周知させる方法の一つとして挙げられる。学燈会は月曜日の昼休みに外部講師なども加えて幅広い分野から講話を聴くという内容である。学生の自由意志による参加形態がとられているが参加者は多く、大学・短期大学・学群・学類・学部・学科の枠を超えた全学的な行事となっている。なおこの学燈会の講話はテープ起こしされて毎年冊子化されて学生に配付されている。

一方、外部に向けての刊行物としては学生募集のための資料で、受験生や高等学校に配付する目的で作成した冊子『Komazawa Women's University Junior College GUIDE BOOK』があり、ここにも建学の精神をはじめ学群・学類、学部・学科、研究科・専攻の教育の理念、目的を具体的に説明している。

さらに本学ホームページでは建学の精神ならびに学群・学類、学部、学科・専攻の教育の理念について、「学長メッセージ」、「建学の精神と教育の理念」、「教育研究上の目的」として公開している。

【令和元（2019）年度特記事項】（全学共通）

特になし。

【令和2（2020）年度特記事項】（全学共通）

学燈会についてはコロナ禍で学生の入構ができず記念講堂での実施はできなかったものの、GSEに学燈会の Classroom を設け、オンデマンド方式で実施した。

【評価】（全学共通）

以上から、大学および学群・学類、学部・学科の理念・目的を学則に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していると判断できる。

1-③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

【中長期計画】（全学共通）

本学は、平成22（2010）年6月、学園の将来構想を策定するための「中長期計画策定委員会」を立ち上げた。本委員会は、理事長の諮問機関であり、教学各課程からの代表者4名、法人部門

からの代表者2名、計6名により構成される。任期は5年である。委員選出の条件として、定年までの在職期間10年以上という枠を設けた。これは、少なくとも、中期計画が2回巡るのを見届ける必要があるとの判断による。

その際、学園創立100周年を迎える2027年までの15年間(2013～2027)を長期計画の軸としてとらえ、中期計画は5年を周期とすることが定められた。この15年間のなかで、3回、中期計画を策定実行していくことになる。中長期計画は、この5年の周期単位で、また必要であれば各周期の年次進行のなかで、PDCAサイクルを巡らせながら、検証と改善を繰り返す。

長期計画の基本姿勢は次の3つである。

コンパクトな学園経営
面倒見のよい教育
計画・実施・検証・改善の不断の努力

この基本姿勢の実現のため、教学、経営それぞれに5つの基本構想を定めている。

令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの第2次中期計画の10の戦略プランは、次の通りである。

- 1 一貫した駒女アイデンティティ教育の実践と展開
- 2 学生・生徒・園児の確保
- 3 教育の充実
- 4 研究の充実
- 5 学生・生徒・園児支援体制の充実
- 6 経営改革
- 7 人材の確保と育成
- 8 危機管理体制の確立
- 9 ステークホルダーとの連携強化
- 10 地域連携

各戦略プランには、「基本目標」「行動目標」「将来的展望」を定めている。「行動目標」は早急に取り組まなければならない課題である年度ごとに定める。中長期計画に関する内容は大学ホームページにおいて公表している。

【令和元(2019)年度特記事項】(全学共通)

今年度は、第2次中期計画初年度として、各部署に今年度の成果報告を求めた。

【令和2(2020)年度特記事項】(全学共通)

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延にともない、感染防止のための対応

に追われ、『2020年度 行動計画』として策定した項目の大部分を延期せざるを得ない状況であった。こうした状況下において、同計画の「3 教育の充実」の中で将来的展望として位置付けられていた大学の IT 教育の充実については、令和 2(2020)年度の大学の遠隔授業（オンライン授業）の実施にともない、大学の ICT 教育の環境整備（Google 社の教育システム「G Suite for Education」の導入と同システム対応の専属の非常勤職員 1 名の配置、KOMAJO Wi-Fi（公衆無線 LAN）の整備等）が実現した。また新型コロナウイルス感染症の感染防止対応に追われたため、令和 2(2020)年度の行動計画の成果報告については、中長期策定委員会ですべての項目の成果報告を行った。

【評価】（全学共通）

本学は大学の理念・目的、学部・研究科の目的を、建学の精神に基づいて設定し、またこれらの理念・目的及び学部・研究科の目的を、学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表している。また、将来を見据えた中・長期の計画については中長期計画策定委員会がリードしつつ、適切な運用が行われていると判断できる。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延のため、同年度の行動計画の大部分を延期せざるを得ないなど、計画の変更を余儀なくされたが、大学の IT 教育の教育環境の整備が進展したことは大きな成果であったといえる。

2 教育課程・学習成果

2-①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定めて公表しているか。

【学位授与の方針及びその公表】

看護学部看護学科においては、学部設置の趣旨及び教育課程等に基づき、看護学を教育研究分野として学修したと認められる者に学士（看護学）を授与するとの方針を定め公表している。

学位名称： 学士（看護学）Bachelor of Nursing

またホームページにも同内容を公表している。

【令和元（2019）年度特記事項】

特になし。

【令和 2（2020）年度特記事項】

特になし。

【評価】

以上のように、適切に学位授与方針を定め、公表していると判断できる。

2-②:教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【教育課程の編成方針】

教育課程は以下のように編成方針並びに実施方針を定め、ホームページに公表している。

看護学部における教育課程の編成方針は、本学部の教育目標を達成のために看護師に必要とされる教養科目と専門的な基礎知識及び基本的な看護技術、並びに人間としてまた看護職としての態度を習得し、すべての健康レベルの人々の課題を適切に把握し、根拠に基づいた看護実践ができるようカリキュラム・ポリシーを以下に定め、カリキュラムを編成している（文科省申請にて公表されている）。

1. 人間の本質と生命の尊厳を学習し、豊かな人間性を養う
2. 現代社会に必要な技術と環境への対処能力を習得し、生涯にわたり自己研鑽する方法論を身につける
3. 人々の生活の場、健康を支える社会的仕組みなどの基礎的知識を習得し、看護職者として社会参加能力を養う
4. 人体に関する基礎的、科学的な知識を看護学と統合できる思考力と判断力を養う
5. 看護学の理論と実践を系統的に学ぶことにより、看護実践力の強化を図る
6. 選択制として保健師教育課程、養護教諭二種教育課程を設定した

特に本学科では、建学の精神に則して豊かなこころを備え、人々の生活の場において必要な健康支援のために科学的な根拠をもち、安全で適切な看護実践を強化すること。また、生涯にわたり自立して自己研鑽でき、看護職を必要とする国内外において社会参加できる力を強化できるよう科目を配置している。また看護師国家試験受験資格科目においては確実に修得できるよう順序性を検討し配置している。なお保健師教育課程については、ゆとりある教育環境を考慮して、保健師課程修了に必要な最低取得単位数 137 単位として定めている。

【同方針の公表】

以上のように「教育課程の編成方針」を定め、「カリキュラムツリー」、「カリキュラムマップ」、「学修到達度確認表」等は、すべて大学ホームページに掲載して公開するとともに、『履修ガイド』等に掲載し学生、教職員へ周知している。

【令和元（2019）年度特記事項】

教育指針に関する検討委員会が2回開催された。

【令和2（2020）年度特記事項】

令和4年（2022）より導入の新カリキュラム改正に向けて現行の教育課程を見直し、新たな新カリキュラムについて毎月検討会議を設けた。

【評価】

以上のように、学部・学科の教育課程の編成・実施方針、カリキュラムツリー、カリキュラムマップ等に示される教育課程の編成・実施方針の内容は、明確であり、また誰もが容易に参照できる方法で公表していることから、授与する学位ごとに、適切に教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると判断できる。

2-③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【教育課程の体系的編成】

カリキュラムマップ並びにカリキュラムツリー、シラバス、履修要項などは設置認可申請において体系的に教育課程の編成が承認されており、そのとおりに現在実施している。

【単位制度】

看護師教育課程修了に必要な修得単位数は 128 単位であり、その実施方針は以下のように定め公表している。

看護学部看護学科の科目区分と履修順序性を考慮して実施している（カリキュラムツリー参照）。科目区分としては＜教養教育科目＞＜専門基礎科目＞＜専門科目＞の3つに分類している。さらに＜教養教育科目＞では4区分から編成し、＜専門基礎科目＞では2区分から編成、＜専門科目＞は5区分から編成している（カリキュラムマップ参照）。現在は、教養教育科目と専門基礎科目及び専門科目が並行して展開している。

なお、順序性（sequence）については、次のことを考慮している。学年進行に則して、①具体的から抽象的へ ②単純から複雑へ ③優しいものから難しい内容へ ④全体的概要から部分へと深める。またはその逆方向でも編成している。

【教養科目と専門科目（比率）】

卒業所要単位からみると、看護師教育課程 128 単位のうち、教養教育科目 22 単位（17%）、専門基礎科目 31 単位（24%）、専門科目 75 単位（59%）であることから、看護師国家試験受験資格要件としての専門基礎及び専門科目の比率が教養科目より高い割合となっている。保健師教育課程 137 単位においても、教養教育科目 23 単位（17%）、専門教育科目 31 単位（23%）、専門科目 83 単位（60%）であり、保健師国家試験受験資格としてより専門基礎科目並びに専門科目の割合が高くなっている。そこで学生の希望によって教養教育科目の単位数の割合を 30%以上まで高めることができるよう 1・2 年次に選択科目を設定している。

【専任担当率】

専任教員が担当する科目は、看護師教育課程では教養教育科目 26 科目のうち 4 科目（15.4%）

であり、専門基礎科目ならびに専門教育科目の合計 71 科目のうち 48 科目(67.6%)を占めている。このことから看護師教育課程並びに保健師教育課程のどちらにおいても、教養科目担当は専任担当が少なく、専門基礎並びに専門科目は専任担当の比率が高くなっている。

【開設科目の妥当性】

教養教育科目に関しては、学生のレディネスを踏まえ、興味・関心ある科目の選択ができるように考慮している。しかし専門基礎科目においては、看護学の基礎となる科目のため難しい内容となっているが、確実に学修を終えておく必要があると考え、1・2 年次の初期段階から設定し実施している。専門科目における『看護の基本』区分では、「看護学概論」、「看護援助論」、「生活援助技術」を看護学の早期関心へと導くことと専門基礎科目と関連づけて理解を容易にして学修できるよう 1 年次から設定し、すでにこれらの学びをもとに基礎看護学実習を実施している。

一方、「地域看護学概論」は、保健師教育課程を選択する学生だけでなく 1 年次生全員が履修できるようにした。それは看護の対象であるあらゆる健康レベルの人々が生活の場を中心に過ごしていることを理解し、人々が看護支援の必要性を主体的に入手でき、能動的に対処行動できるような環境づくりや地域のシステム整備の必要性などを学修できる科目として設けている。そのため保健師に興味を持つ学生が多くみられるようになっており、教育課程編成のよき効果の表れといえる。

【令和元（2019）年度特記事項】

特になし。

【令和 2（2020）年度特記事項】

特になし。

【評価】

以上のように、本学部・学科では、適切に教育課程を編成するための組織が設定され、単位制度の趣旨に沿った単位の設定等にも配慮をされている。また、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

2-④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

【履修単位数の上限設定】

授業期間・単位計算は他学部と同様に実施している。なお、2 年次においては効果的な臨地実習を行うため看護学部は他学部と異なり履修登録単位の上限を 48 単位としている。但し卒業に必要な単位に含まれない教職等に関する科目の単位はこれに含まれない（看護学部 履修ガイドに記載）。CAP については、学則にて規定されている。

【シラバス】(全学共通)

学生が、学修の流れを理解し円滑に授業を受けられるようにするため、シラバスを大学の学群・各学部で、大学院の各専攻で、共通した書式によりすべての授業科目について作成し、ホームページ上(学生へはKOMAJOポータル)で公開している。その作成については、毎年、教務委員会が中心となりシラバス書式を点検・改善し、次に各授業担当者が担当授業について入力・編集し、その後、教務委員会において学内専任教員による第三者のチェックを行う。チェック結果の指示に従い、各授業担当者がシラバス内容を修正し、シラバスを公開している。

シラバスの主な内容項目を以下に示す。「到達目標を具体的に表現すること」、「各回の授業内容と課題学習(予習・復習)に、テキスト教材の該当頁、アクティブ・ラーニングに関わる内容を記載すること」、「評価の基準と方法に、評価対象の具体的割合と判定を明示すること」を徹底し、履修者にわかりやすく記述するよう心がけている。

シラバスの主な内容項目

1. 科目分類、授業区分
2. 授業のテーマ・内容、到達目標
3. 各回の授業内容と課題学習(予習・復習)
4. 授業開始前学習
5. 授業内課題のフィードバックの方法
6. テキスト・教材、参考書
7. 評価の基準と方法
8. 学習成果の指標(ディプロマ・ポリシー、学修指針、科目の該当)
9. 関連科目
10. その他(学修指針)成績評価の基準と方法
11. 予習・復習の所要時間
12. 実務経験を活かした教育内容

【授業形態・授業内容の工夫】

効果的な教育方法について、以下のように展開している。

- アクティブ・ラーニングやディベートなどを取り入れ、自主的に学習に取り組む姿勢を育てるために、毎時間の単元キーワード、重要な内容について事前学習できるように課題を提示している。また、グループ討議を用いて自分の意見を述べると共に相手の反応に関心を持つことで意見をじっくり聞く姿勢、クリティーク能力を高めるよう働きかけている。
- 特に技術演習においては、知識(認知領域)のみならず、技術(精神運動領域)と態度(情意領域)の学習を目指しているため、行動変容したか、成果が出ているかの測定をすることになる。そこで、ルーブリック評価を実践することで、学生に学んで身につけてほしいと考えてい

る理論や原理・原則を、あらかじめ明確にして学生と共有することで学生へのフィードバック機能を有することができている。また学生自身がセルフチェックすることが可能となるため、効果的な教育を行うことができる。その成果として 現在、基礎看護実習Ⅰ・Ⅱ、老年看護学実習Ⅰ、領域別看護実習（母性・小児・成人・老年Ⅱ・精神・在宅）を臨床・臨地において実施しているが、能動的に学習する姿勢がうかがい知ることができている。

【ティーラーメイド教育】（全学共通記述）

本学では、前述の教育目標が十全に達成されることをめざし、これまでに教育方法の改善として取り組んできた、以下の1.～8.の効率的な教育方法を積極的に授業に取り入れることとしている。そして本学では、これらの教育方法を積極的に活用し教育効果を高める取り組みを、平成27年度より、自主的自立的学修を支える丁寧な教育に加え、多様化する学修者の能力・ニーズへの可能な限りの対応を目指す「ティーラーメイド教育」と呼称して、全学的に実践している。

1. 担任制度・アドバイザー制度
2. 少人数授業
3. 学修ポートフォリオ
4. 駒沢女子大学教科書シリーズ（授業内容に即した教科書の作成）
5. 授業録画システム
6. 再指導・再試験制度
7. 学修支援センターの設置
8. 組織的、効果的な教育が実行できる機関の設置

【効果的教育へのサポート】（全学共通）

「少人数教育」

講義科目を含めすべての授業を可能な限り少人数で実施する試みを継続している。少人数教育は、開学当初からの目標であり、これを反映して、教室も大きな講義室に比べ小規模なゼミ室や演習室が多くしている。さらに、本学の全専任教員は、個別に学生の質問対応やテーマ研究の指導を行うための「オフィスアワー」を、週に3時間設定している。これも少人数教育を充実させることに寄与している。

「履修相談コーナー」

各学年の授業開始前オリエンテーション期間に行う履修ガイダンスの他に、各学期の履修登録期間に、教員による履修相談コーナーを開設している。人間総合学群では、履修登録期間の昼休み(12:20から13:00)と4時限後(16:20～17:00)に、学類、教職資格・学芸員資格ごとに2名から3名の教員を配置し、履修相談を個別に実施している。

看護学部においては、入学時から卒業までの4年間を持ち上がりで担当するアドバイザー教

員を編成し、学生の日々の学習及び生活指導をおこなうことを役割としているため、履修相談・指導並びに国家試験や進学・就職に関する相談など容易に個別実施している。

「担当者会議」

全学で必修科目となっている科目（基礎ゼミ、英語、仏教学、言語表現演習）についてはそれぞれ担当者会議が随時開かれ、シラバス作成、成績評価、教科書テキストの選定・作成等について具体的に打ち合わせが行われている。

看護学部での「基礎ゼミ」は、看護学部専任教員が担当し、使用テキストは開学当初から佐藤望ほか著「アカデミック・スキルズー大学生のための知的技法入門」（慶応義塾大学出版）を用いている。また「英語Ⅰ～Ⅳ」においては一部外部講師により看護・医療系に関するテキストを用いて授業展開している。そのため、大学全体の担当者会議には兼任教員は出席し、外部講師との情報共有をしている。また外部講師同士での情報共有を授業開講前におこない、教科書選定なども検討されている。シラバス、成績評価などは、設置申請通りに行っている。

【初年次教育のサポート】（全学共通）

初年次教育をサポートする取り組みとして、各学類・学科が新生生に対して実施する企画、学生支援課が実施する新生生向け koma jo 学生生活支援プログラムなど、大学生活のスタートを支援する多くのイベントが開催されている。

【令和元（2019）年度特記事項】

特になし。

【令和2（2020）年度特記事項】

特になし

【評価】

以上のように、本学部は、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じていると判断できる。

看護学部においては、COVID-19 による臨地実習の受け入れ中止や時短実習などに切り替えざるを得ず、臨地実習と同様の学内演習ができる実習室の環境整備や学生の実習における不利益を被らないよう教材や授業展開の工夫をおこなうことで、実習目標の達成に近づけることができている。

2-⑤：成績評価・単位認定及び学位授与は適切に行われているか。

【単位認定及び成績評価方法等の明示】（全学共通）

本学の成績評価、単位認定及び学位授与については、学則、諸規程に定義・明記し、『履修ガイド』にその詳細を掲載し、公表している。

【単位認定と学修時間】

各授業科目の単位数については、学修時間に応じて、次のように定めている。すべての授業科目において、1単位につき45時間の学修時間の修了が満たされるよう設定している。

① 講義・演習

講義及び演習は、15時間～30時間までの範囲で定める時間をもって1単位とする。

② 実習

実習は、45時間をもって1単位とする。

③ 卒業要件（別表）

教養教育科目では、必修13単位を含む22単位以上を履修すること、専門基礎科目では、必修27単位を含む31単位以上を履修すること、専門科目では、必修69単位を含む75単位以上を履修することとし、卒業要件を128単位以上としている。

（『履修ガイド』に掲載）

【試験等の厳正な実施】（全学共通）

成績評価のための試験（定期試験、追試験、再試験）は、成績評価の客観性・厳格性を保つため、手続き等をマニュアル化し厳正に実施している。この定期試験実施手続きは、学生へは『履修ガイド』に記載するとともに、初年次学生については前期試験期間前（7月上旬）に定期試験ガイダンスを行い、教員へは『教員ガイド』に記載することにより周知している。

【成績評価の基準】（全学共通）

各授業科目の成績評価は、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」の5段階評定であり、「秀」、「優」、「良」、「可」の成績を単位認定としている。授業担当者は、成績を100点満点で記述し、この素点について、秀は90～100点、優は80～89点、良は70～79点、可は60～69点、不可は0～59点の範囲で変換している。各授業科目では、授業シラバスの「評価の基準と方法」に明示した評価対象・評価配分に従って、授業シラバスの「授業のテーマ・内容、到達目標」に記載した内容について評価が行われる。また、授業担当者へは、各授業において評価の平均が「良」（素点にして70～79点）に近づくよう成績評価を行うことが求められている。

【GPA制度】（全学共通）

本学では、平成23（2011）年度入学生から全学的に成績評価にGPAを採用している。GPA導入

の目的は「学生自身が現在の学習達成度を的確に把握し、科目の履修にあたって、主体的に目標を設定することにより、単位認定を適切に実行し、学期の終了時には学生本人が学修到達度をチェックしていくため」である。

本学では以下の計算式による GPA を導入している。

$$\text{GPA} = (4 \times \text{秀の修得単位数} + 3 \times \text{優の修得単位数} + 2 \times \text{位数} + 1 \times \text{可の修得単位数}) \div \text{総履修登録単位数 (不可の単位数を含む)}$$

区分	成績評価	点数	GradePoint	評価内容
合格	秀	90 ～ 100 点	4	特に優れている
	優	80 ～ 89 点	3	優れている
	良	70 ～ 79 点	2	妥当と認める
	可	60 ～ 69 点	1	合格点と認める最低限度
不合格(再履修)	不可	59 ～ 0 点	0	合格と認められない

GPA の値	評価	内容
4.0～3.0	秀評価～優評価を平均的に修得	非常に優秀。問題はない。
2.9～2.0	優評価～良評価を平均的に修得	良好
1.9～1.0	良評価～可評価を平均的に修得	合格レベルではあるが、学修に問題のある科目が多い。
0.9～	不合格の割合が多い	学修面で問題あり。改善のための指導対象。

GPA による単位認定の対象科目は、卒業に必要な単位となる全科目（教養教育科目、専門教育科目）であるが、認定科目及び学外における実習科目の一部を除く場合がある。さらに成績通知書及び成績証明書への GPA 記載については、以下の通りである。

- ①成績通知書…学期の GPA、通算の GPA を記載
- ②成績証明書…希望者のみ、通算の GPA を記載（GPA の算出には不合格科目を含めるが、不合格科目名称は成績証明書に記載されない）
 - 学期 GPA＝当該学期に評価された科目の GPA
 - 通算 GPA＝過去に評価された科目を含め、それまでに評価された科目の GPA

GPA の利用としては、次の①～④の 4 点としている。①学生に対する個別の学習指導、②卒業時の成績優秀者表彰、③奨学金や授業料免除の選定、④大学院入試の選抜基準などである。

【学位授与】（全学共通）

学位授与については、学則「第9章 卒業及び学位」に次のように明記されている。

大学学則

（卒業に必要な単位）

第32条 卒業に必要な単位は、人間総合学群及び人間健康学部が124単位以上、看護学部が128単位以上とする

（卒業の要件）

第33条 卒業の要件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 4年以上在学すること。ただし、第21条第1項により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数以上在学すること。
- (2) 卒業に必要な単位を修得していること。

学位授与の詳細は「駒沢女子大学 学位規程」、「駒沢女子大学学士の学位授与要領」に定められ、規程に則り適切に行われている。

大学の学位授与についての体制と手続は、「駒沢女子大学学士の学位授与要領」に基づき、以下の流れで行っている。

- 1 授業担当者による履修科目の成績評価・単位認定
- 2 卒業年次生の履修科目・修得単位数の確認
- 3 卒業候補者名簿の作成
- 4 教務委員会による卒業候補者の確認
- 5 教授会による卒業者の審査・承認
- 6 卒業生への通知

看護学部においては、入学者全員が学位授与を可能となるよう支援している。

特に1・2年次の成績が3年次の進級要件となる先修科目を履修し単位取得した学生が進級している。そのため、学位授与を適切に行うことができるよう履修単位数を年度ごとにアドバイザー教員が学生と共に確認し、4年次には卒業及び看護師国家試験合格にふさわしい専門的知識を評価することとしている。一方、4年間の学修成果（ラーニング・アウトカムズ）を学生と面接することで明確化し、フィードバックすることで、更なる学習成果を発展させられるよう、教員自身の自己評価の必要性があり、教員間での相互評価を行っている。

【令和元（2019）年度特記事項】

特になし

【令和2（2020）年度特記事項】

特になし

【評価】

以上、学則、諸規程に明示され、その内容・手続きは明確であり、適正に実施されていることから、成績評価、単位認定及び学位授与に向けて適切に行っていると判断できる。

2-⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

【アセスメント・ポリシー】（全学共通）

本学では、全学的に学生の学習成果を適切に把握・評価するために、学習成果の評価の関する方針「アセスメント・ポリシー」を定め、厳正で明確な教育的効果のある評価の実施に努めている。

各授業科目において学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価するため、上述したように（2-②）、学修において達成された到達度を示す「学修到達度確認表」を学群・学部別、学位別に策定している。「学修到達度確認表」は、大学ホームページ「教育情報の公表」に掲載・公開され、『履修ガイド』等にも掲載し学生、教職員へ周知している。

【成績評価の適切性】（全学共通）

各授業科目の授業シラバスには、カリキュラムマップで示される教育目的（学位授与方針）との関係性と、その授業で修得する具体的内容「教育目標」が明記されている。そしてシラバスの「評価の基準と方法」欄には、成績評価対象（定期試験、レポート、課題等）の配分比率と評価方法を分かり易く記載し、明確な評価を行っている。

学生が各科目の成績評価に関して疑問を持った場合には、疑念を解消して次の学修に進めるよう、「成績評価に関する質問票」を提出すれば、授業担当者から回答が得られるシステムを大学事務部教務課に導入している。

なお、看護学部において、成績評価は各科目担当者に委ねているため、シラバス上に科目の到達目標とその成績評価項目とがリンクするよう明記し統一を図っている。特に学内演習（グループワーク討議・技術演習など）に関しては、評価項目と評価基準を明記し、学生に事前提示し、成績評価については科目担当教員と学生とで相互評価をしている。成績評価について納得がない場合は、異議申し立て可能であることを説明している。

一方、単位認定結果に基づいて、アドバイザー教員が学生個々の学修状況確認をし、学修方法や成績への不安などに関する相談に該当科目担当教員と連携しながら対応し、卒業年次までの履修計画について支援している。現在3学年までの在学のため、学修成果の把握をアドバイザー教員と各科目担当教員とで情報共有し、看護学部教務委員・学生支援委員などの支援も得ながら

成果の見られない学生に対して個別の指導・支援を行っている。

また、臨地実習において、座学での学びを実践の場で想起し、応用できる力を養えるよう各領域別実習指導担当教員が適切に実習での成績評価を行なっている。

【学修成果の把握】

1年次より臨地実習開始前には、簡易的な客観的臨床能力試験（OSCE:Objective Structured Clinical Examination）を実施し、看護学生としての知識、技能、態度が一定基準に到達しているかを、5つの能力（コミュニケーション力、専門力、判断力、技術力、実践力）を4つの水準（レベル1～レベル4）で評価を試みている。

臨地実習においては、其々の領域実習における目標を明記した実習要項に即して実習をし、終了後は実習評価表に基づいて教員と学生とで相互評価をおこなうことにしている。また学生は臨床指導看護師から日々のカンファレンスにおいて不足の情報を得ながら、実習期間中にできるだけ学習成果を発揮できるよう教員と臨床指導看護師の双方から支援を得ている。

なお、令和2(2020)年度の教育指針に関する検討委員会において、学修到達度確認表に基づく学修成果確認について全学共通の方針が提案されたことを受けて、今年度より該当年次生に実施していく。

【令和元（2019）年度特記事項】

特になし

【令和2（2020）年度特記事項】

今年度はCOVID-19による臨地実習（主に老年看護・母性看護・小児看護）が十分できなかった3年次生においては、学修成果を正確に把握することが難しく、学内での補足演習を通して知識・技術等の確認に留め、臨地実習ができた学生とできなかった学生とが同一評価表のもとで不公平・不利益を被らないよう実習評価項目の一部修正をおこなうことで是正した。

【評価】

以上、本学部・学科では、学習成果の評価方針を定め、各授業科目で内容・手続きが明確な評価が実施されていることから、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していると判断できる。

2-⑦:教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価の組織】（全学共通）

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行う組織としては、教育課程の内容、実施、運営の管理、円滑な推進方法の検討を行う「教務委員会」と、教育課程に関

わる点検・評価を行う「点検・評価・改善委員会」とがある。両委員会は、学群・各学部を横断する共通組織として設置されており、毎月定例委員会を開催しその業務を遂行している。そして定期的な点検・評価の結果出される改善・向上案は、大学では学群・各学部の教授会で決定され、実行されている。

また、平成 28 (2016) 年度から「教育指針に関する検討委員会」が活動している。本委員会では、毎年、3 つの方針 (DP・CP・AP)、各教育課程のカリキュラム、教育方法を検討・点検するほか、大学外の評価者による各教育課程の内容の評価を実施し、点検・評価結果に基づく改善案を学長 (教学執行部会議) に報告している。

【点検・評価の方法】

現在、学部設置認可を受け、完成年度まではアフターケアの状況にあるが、実際に教育課程を展開している中で内容・方法などの課題が見えているものには、次年度より完成年度以降に改善すべき内容・方法について取り組むことができるよう計画を立案している。

平成 30(2018)年度入学生から毎年 1 年生には、「有意義なまなびのために」と題した 4 年間のシラバスをファイリングし、入学時ガイダンスで活用法を説明し、配布している。このファイルは、学生が主体的に 4 年間の教育課程を理解し、効果的な学習の積み重ねができるよう、また「履修ガイド」と併用して、「卒業要件にかかる科目一覧及び看護師国家試験受験資格に関する科目」、「保健師国家試験受験資格に関する科目」については特に十分理解し、履修計画を立案できるように作成し、学生が活用している。このファイルは教員も学習支援に活用でき、完成年度後のカリキュラム改正に向けて評価し、さらに科目内容の充実向上にむけ改善するための資料として取り組んでいる。

○問題点と対応策

医学部を持たない本学部においては、専門基礎科目担当教員をすべて学外の臨床医師並びに基礎医学の専門教員に依頼している現状であるため、学生の学修効果を高めるための時間割を組むことが難しい状況にある。例えば、科目「疾病と治療 (内科学)」一つを取り上げてみても臓器別に専門医師がオムニバス 1 コマずつ授業展開するため、学生にとって部分的な理解はできて部分と全体とのつながりなどが授業時間内で十分理解することが難しく、かつ質問を授業終了後に希望しても、先生方は診療のために授業終了後にすぐに病院へ戻らざるを得ず、先生 (医師) に時間確保をしてもらうことができない現状がある。

対応策としては、該当看護学領域の先生方に補足対応をお願いしているが、看護教員においては 3 学年揃った時点では臨地実習に通年の学生指導で臨地に出向くため、なかなかタイムリーな対応ができない状況となっている。今後に向けて内科学・外科学などの主要科目において、担当できる専任医師を常勤教員として採用できるよう学長への継続課題として申し出をおこなう必要がある。

(授業アンケート)

授業アンケート並びに臨地実習指導アンケートについては、担当教員だけでなく、領域内でもより効果的な授業展開ができるよう結果を確認し、課題に対する解決策を検討している。また、学部長は、アンケート結果にける自由記載内容を確認し、固有名詞で授業内容について指摘されている教員に対しては個人面接を行い、指摘された内容について振り返りを確認し、その上で今後の課題または向上策などを一緒に考え、継続フォローをしている。

【令和元（2019）年度特記事項】

特になし。

【令和2（2020）年度特記事項】

今年度は医師である非常勤の講義に関しては、すべてオンデマンドで実施できるよう事前準備をいただき、学生からのリアクションペーパーを整理し、担当教員へ送信し、学生の理解度の把握と学生からの質問等への回答を得られることができ、昨年度より学生への支援拡大ができた。

【評価】

以上、点検・評価を統括・実施する新たな組織が設置され、適切な根拠（資料、情報）に基づき点検・評価が実施されていることから、本学部では、適切に教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

3 学生の受入れ

3-①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

【学部の学生受け入れの方針】

3つのポリシーが相互に不可分の関係にあるという前提のもと、本学ではDPで掲げる4つの教育目標を達成するために必要なCPを定めるとともに、これら全学共通のDP・CPを踏まえて全学共通の学生受け入れ方針（アドミッション・ポリシー、以下「AP」と略記する）を以下のように定めている。

建学の精神、教育の理念を理解し、入学までに次のようなことを身につけている人を求めています。

1. 身の回りの自然・社会・人間について基本的な知識を有している。
2. 他者と交流し、多くの人とともに生きる姿勢をそなえている。

3. 他者の書いた文章を読み、自分なりの言葉で内容をまとめることができる。
4. 自分が関心を持つ教科・科目について、さらに学ぼうとする意欲を有している。

入学試験は学群・学類及び学部・学科単位で行うため、看護学部看護学科では、学科固有の AP を定め、そのなかで求める学生像、入学前の学修歴・学力水準・能力等を次のように明示している。

看護学部看護学科では、入学までに次のようなことを身につけている人を求めています。

1. 建学の精神に共感し、知性と理性を備えたところ豊かな人間形成を目指したいという意欲を有している人
2. 高等学校等において基礎学力をしっかりと身につけ、主体的に継続的に学習する習慣を有している人
3. 現状維持に満足することなく、何事にもチャレンジし変革を試みる気概を有している人
4. 人への関心と社会に貢献する意欲をもち、看護師を目指している人

令和元（2019）年度の教育指針に関する検討委員会での議論に基づき、令和 2（2020）年度 4 月より AP について一部改訂を行うことが決定した。次年度以降、適切に公表される運びとなっている。

【求める学生像】

高等学校における学習については、より具体的に次のように推奨している。

看護学部看護学科を志望する皆さんには、是非とも「国語」において語彙力や読解力、文章作成力を養っておくことを期待します。なぜならば、臨地実習においては、多様な価値観をもった医療チームの人たちや病気による会話・説明内容が理解困難な人、言語表現が難しいといった子どもから高齢や死にゆく人、すなわち患者とその家族との関りがありますので、国語力はとても大切です。そのためにはジャンルを問わずあらゆる書物を読み、現実でないことをイメージしたり、書かれている内容を自分なりに膨らませ、発展させながら楽しみ、時に感動して涙したり、怒りを感じたりする経験をしてほしいと思います。あるいは音楽を聴いたり演奏したり、仲間と一緒に歌をうたったり、踊ったり、絵画鑑賞することなどで自然に感情がこみ上げてきたりすることがあったならば、それは感性がゆさぶられたことであり、こころ豊かな人として成長できることと思います。このことは、看護師を目指す学生にとってはとても大切な要素となります。またこれから学ぶすべての科目の基礎となり、たいへん重要です。さらに「生物基礎」や「化学基礎」「数学」「英語」に関する基礎学力もまた十分に身につけておくことが大切です。これらの知識は、大学で専門基礎科目や専門科目を学ぶための土台となります。

このように AP では、入学前までに学士課程での学びに繋がる教養を身につけ、基本的知識の習得を明記している。

【同方針の公表】

看護学部は設置申請において定員 80 名とし、具体的な受け入れ方針については、入学試験要項に記載し、平成 30(2018)年度より大学ホームページの入試関連として公表している。

なお、全学 AP 及び学群・学部、学類・学科の AP については、それぞれ DP 及び CP とともに、ホームページ上の「教育情報の公表」の「2. 修学上の情報等 (1) 入学者に関する受け入れ方針と学生数等に関する情報」のページおよび「大学ポートレート」においてそれぞれ公表している。また、AP については毎年度刊行する冊子『Komazawa Women's University Junior College GUIDE BOOK』の「入試情報」でも明示し、これもホームページ上で閲覧が可能となっている。

【令和元（2019）年度特記事項】

特になし

【令和 2（2020）年度特記事項】

特になし

【評価】

以上のように、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針及び入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像等は、それぞれ適切に設定・公表されていると判断できる。

3-②：学生の受入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

【入学者選抜制度】

看護学部では入試委員 4 名により、看護学部の入学選抜制度を設け、「公募推薦」・「一般入学試験」のそれぞれの受験者に個別の「面接」を実施するための判定基準を検討し、入試担当者マニュアルを作成し、受験生への公平性を保てるよう活用している。

【公正な選抜の実施】

面接者は 2 乃至 3 名で担当し、学部で作成した判定基準に基づき面接者個々が判定し、その結果を点数化している。公募推薦入試並びに一般選抜入試受験者に対して実施の面接評価におい

でも入学者選抜の判定を公正な基準に基づき実施している。また各面接者の採点傾向を知るために、評価点をグループごとに個別得点を提示し、高得点あるいは低得点とする傾向を担当教員個々に認識してもらおうと同時に、面接のペアまたはグルーピングを検討する際に活用し、公正な選抜ができるようにしている。

平成 30(2018)・令和元(2019)年度一般入試においては、筆記試験を優先として選抜判定として順位づけをし、面接点はあくまでも参考としている。それは筆記試験結果と面接点との関連性を確認するために用い、試験結果と面接点とが乖離している受験生には、入学後学習指導室を積極的に活用するよう支援をしている。令和 2(2020)年度入試からは、筆記試験と面接点の判定基準を同等の選抜基準に位置づけ、入学試験要項にその判定を同率として明記して実施している。

面接評価基準等は入学者選抜を公正に実施するため、担当教員全員に事前説明会を設け、入試開始前に選抜方法を十分理解し得るようにしている。また面接担当者のペアは、面接実施経験教員と初心者教員との組み合わせをし、上述の採点基準に基づき実施し、若干高または低得点につける傾向のある教員などを把握した上、バランスを考えた配置をしている。面接時間は公募推薦では 10-15 分、一般入試では受験者数により、一人当たり 7 分～10 分として、グループ間で統一を図るよう同一のタイマーを使用している。

受験者数により面接担当教員の不足補充が今年度も一部臨地実習期間と重なりできない状況にあるため、運営体制として面接時間を調整することで受験者への公平性を維持し、支障なきようおこなっている。

一般入試実施においても推薦入試と同様に事前に評価方法等の説明会を持ち、入試担当者マニュアルをもとに共通理解し、公平性を維持している。2019 年度以降、面接採点結果を個別に正規分布で表し面接者間の評価採点傾向を確認・評価し、適正化を図っている。

【入試運営体制】（全学共通）

入学者の選抜を実施するための業務全般を担っているのは、入試委員会と入試センターである。分掌上は前者が教員組織、後者は法人組織で、従前は入学者選抜を実施する入試委員会には入試センター職員の出席を「必要に応じて」としてきたが、現在は入試委員会の正規構成員に入試センターの所長と課長が加わる体制になっている。これは、入試業務全般にわたり両組織が緊密に連携してあたるためである。入試委員会は月 1 回開催する定例会議のほか、同委員会管轄の入試問題作成部会及び大学案内作成部会を適宜開催している。

入試委員会は、学生募集と入学者選抜を公正かつ適切に行なうため、その業務は広範に及んでいる。具体的には入学者選抜の実施ほか、入試センター職員と教員による高等学校・短期大学・専門学校等の訪問及び各種進学ガイダンスの参加、オープンキャンパス、ウィークデイ・キャンパス・ヴィジット（祝日の授業実施日に高校生を招待して通常の授業に参加する催し）の実施、『大学案内』や学生募集に関わる『入学試験要項』及び広報用の各種リーフレット等の作成のほか、毎年 6 月には「高校教員対象入試説明会」を開催して入学試験に関する情報を外部に公表している。令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各種業務のうち教員

の高校等への訪問、「高校教員対象入試説明会」の開催、12月に実施している「入学内定者交流会」を見送ったが、本学の教育を外部に広報する一環として、申し出のあった高校への「出前授業」や外部業者主催によるネットでのオンライン授業に教員が出演している。令和2(2020)年度の実績は、高校への出前授業3件、外部業者主催のオンライン授業2件をおこなった。

【令和元(2019)年度特記事項】

入学者の選抜について、令和元(2019)年度に、令和2年(2020)度センター試験利用入学試験の選考方法を従来の「高得点1科目による合否判定」から、受験生の学力をより総合的に判断するために「国語・英語から1科目、数学・理科から1科目を合否判定に採用」また理科は第1・第2解答科目とも受験した場合は高得点を採用「選択教科・科目中、2教科2科目以上を受験した場合は高得点の科目を合否判定」とした。

【令和2(2020)年度特記事項】

特になし

【評価】

以上のように、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

3-③：適切な定員を設定して学生の受入れを行なうと共に、在籍者数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

【定員管理】

収容定員は在籍者数に基づいて行っているが、まだ新設学部のため入学者数の傾向を十分把握できないため、平成30(2018)年度1年生は定員80名に対して90名が入学手続きをおこなった。2019年度は、前年度のように歩留まり率が高くないよう合格ラインを高く設定し、適正に定員厳守に努めたが、逆に上位の成績者辞退がセンター入試結果後に辞退され、入学手続きは2名欠員の78名ととっている。2020年度は、前年度の入学手続き後の辞退者を想定し、合格ラインを前年度より低くした結果、逆に88名の手続きが行われたが、定員の1割をこえないよう維持している。

【令和元(2019)年度特記事項】

特になし。

【令和2(2020)年度特記事項】

特になし

【評価】

以上から、適切な入学定員及び収容定員を設定して学生を受け入れるとともに、収容定員に基

づきほぼ適正に管理していると判断できる。ただし、歩留まり率の見極めが前年度と同様に難しいが、結果として定員割れを避けることができた。次年度の合格ライン設定については引き続き入試センターと十分情報分析しながら補欠入学者の必要性を感じている。

3-④：学生の受入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【中長期計画からの点検・評価体制】（全学共通）

学生を受け入れる適切性についての定期的な点検・評価は、駒沢学園中長期計画策定委員会と入試委員会の2部署で行っている。

令和元（2019）年度からの「第2次中期計画」における10本の柱（戦略プラン）の1つに「学生・生徒・園児の確保」がある。「第2次中期計画」から、年度ごとに「行動計画」を策定し、公表している。「行動計画」は、入学試験の形態、オープンキャンパス、広報ツールなどの見直しと実施、および定員充足のために検討すべき各項目について、年度ごとに細かな計画を策定しており、各部署において点検・評価した内容が中長期計画策定委員会に集約され、その結果を次年度の行動計画に反映させている。

【入試委員会による点検・評価体制】（全学共通）

入試委員会が担う業務の1つは、年度ごとに学生の受け入れの適切性に関する点検・評価を行うことにある。入試委員会では、年度末3月の委員会において、学生の受入れに関わる業務全般を点検し、問題点の洗い出しと対応策の検討を学群・各学部及び各学類・学科に対して依頼する。これを受けて新年度4月以降の入試委員会で随時大学全体として入試業務を検証し、具体的な対応策を講じるというPDCAサイクルに沿った点検・評価及び改善を行っている。また入試委員会は、必要に応じて入試に関連するデータの解析をIR広報部と連携して点検・評価・改善を図っている。

【点検・評価の内容と改善に向けた取り組み】（全学共通）

令和元（2019）年度の学生募集において、入試委員会ではオープンキャンパスの実施及び広報の方法について前年度までの結果を点検し、引き続き改善に向けた取り組みを行った。オープンキャンパスは、入学試験の志願者・受験者の増減と密接に関係する。オープンキャンパスの実施方法の改善としては、①体験授業の工夫、②ホームページ上でのスケジュール案内の工夫、③会場間の移動と個別相談コーナーへの誘導などであった。①については、一方通行的に語るいわゆる講義型授業ではなく、参加型の授業を行うことで本学の教育に対する興味・関心を高めること、②については体験授業のタイトルを魅力的なものに工夫することで「聴いてみたい」と感じさせること、リピーターの来場者を考慮して授業のタイトル・内容の重複を避けること、③については従来学生に任せていた会場間の誘導を学生スタッフと教員で行い、移動中にも適宜声掛けを

することで来場者と大学（学生・教員）の「距離」が近づくことを期した。

オープンキャンパスの運営には教員と入試センター職員が主体的にかかわってきたが、現在は公募による学生スタッフや他部署の職員も参加する体制となっている。これは、オープンキャンパスを学生が主体的に参加・運営することで本学学生の姿を直接みてもらう機会とし、また他部署の職員の参加は入学者選抜の業務を教職員が協働で行う体制にするという意図がある。なお、オープンキャンパスの運営に参加する学生や他部署の職員は、事前に研修を受けることを義務付けている。

最後に令和 2（2020）年度に実施したオープンキャンパスの実施状況を説明しておく。当初予定していたオープンキャンパスは合計 11 回であったが、新型コロナウイルスの影響で 3 回は中止し、3 回は遠隔型（WEB）により実施し、中止分の補充として 3 回を追加で実施した。また実施方法としては来場型と遠隔型の併用で実施したが、感染予防策対策として事前予約制と人数制限を設けて実施したことも影響して総来場者数は 1,379 人で、前年の 3,993 人から大幅に減少した。

看護学部においては、COVID-19 により来校者数の制限が行われたが、希望者数から鑑み、例年と比して大幅減数はみられていない。

【学修支援センターによる点検・評価と改善への取り組み】（全学共通）

入学者に対しての学力の不足や「求める学生像」との不一致がないかの点検については、入学後にそれらを判定し、入学後の学修成果に繋げるための全学共通の取り組みとして学修支援センターによる「入学前教育プログラム」と「基礎学力テスト」がある。

「入学前教育プログラム」は、推薦系の入学試験合格者を対象に学習目標を示した本学オリジナルの課題冊子を配布し、それを添削して返却するもので、入学前に何を習得すべきかを把握させる役割を果たしている。同プログラムには「共通課題」と各学類・学科が作成する「専門課題」があり、令和 2（2020）年度には「共通課題」に従来の国語・数学に加えて英語と推薦図書を追加した。入学予定者から提出された課題については、学修支援センター主催の報告会が開催され、各教員への情報共有がなされている。

「基礎学力テスト」の結果、一定の水準に達していない学生にはフォローアップ講座と独自の教材を使用した個別指導で対応している。また、毎年度学修支援センター主催の「学修支援センター行事報告」があり、個別指導にあたっている同センター職員からテスト結果の分析等について報告がある。また、基礎学力テストの結果はスチューデント・プロフィールで常時閲覧できる体制になっており、担任を初めとして教員にとっては学習指導上、また入学試験の実施形態や AP を見直す際にも有用な資料となる。

【令和元（2019）年度特記事項】（全学共通）

令和元（2019）年度に実施した入学前課題（すなわち令和 2 年度入学者）の提出率は 98.9% であった。

【令和2（2020）年度特記事項】（全学共通）

入学者選抜に関する業務の点検・評価の内容および検証については例年の取り組みをそのまま記述している。ただオープンキャンパスについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により大幅に実施形態を改めた。例えば、具体策として検温、不織布マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染予防対策を講じたうえで、事前予約制による人数制限、模擬授業や個別相談を学群・学部および学類・学科・専攻ごとに使用教場を分散させるとともに時間差で実施するなどいわゆる「3密」を避ける対策を講じて実施した。

令和2（2020）年度に実施した入学前課題の提出率は99.2%であった。

【評価】（全学共通）

このように、学生の受け入れに関しては、PDCAサイクルに沿った定期的な点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

4. 教員・教員組織

4-①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しているか。

【全学方針】（全学共通）

駒沢女子大学として求める教員像等については、本学のホームページに「大学として求める教員像」と「教員組織の編成方針」として次のように明示している。

駒沢女子大学は「正念」と「行学一如」を建学の精神として掲げ、「知性と理性を備えた心豊かな女性の育成」を教育の理念としている。この建学の精神と教育の理念を実現するためにふさわしい教員組織を編成するため、次のとおり、各教育課程で求める教員像と教員組織の編成方針を定める。

1. 大学として求める教員像

駒沢女子大学として求める教員は、建学の精神及び教育の理念を踏まえ、本学の「学位授与の方針」、「教育課程編成の方針」、「入学者受入れの方針」を理解し、本学の教育を担当するにふさわしい能力と研究成果を社会のために発信する能力を有する者とする。

2. 大学の教員組織の編成方針

学群・各学部・研究科は、「教育研究上の目的」を実現するために以下の点に留意し、教育力・研究力の更なる向上をめざし、「学位授与の方針」、「教育課程編成の方針」に基づ

いた教員組織を編制する。

①必要教員数

- ・大学設置基準、大学院設置基準に基づき、適切に教員を配置する。
- ・教育職員免許法等の関連法令に基づき、適切に教員を配置する。
- ・収容定員における教員1人あたりの学生数に配慮した教員組織を編制する。

②教員構成

- ・教員組織において、年代・性別に著しく偏りが無いよう組織の多様性に配慮する。

③教員の募集・採用・昇格

- ・教員の募集・採用・昇格については本学の人事に関する規程に基づいて適切に行う。

④主要授業科目の担当

- ・主要授業科目については原則として専任教員が担当する。
- ・基礎ゼミ・専門ゼミについてはすべて専任教員が担当する。

なお、上記方針のうち、「①必要教員数」に記した「教区職員免許法等の関連法令」について、人間健康学部では「管理栄養士学校指定規則」が該当する。

看護学部においては、建学の精神を理解し、本学の教育理念・目的を実践できる人材を大学が求める教員像であると考え、本学部の大学の理念・教育目的に基づき、その上で看護学部において求める教員像を次のように明示して採用している。教員組織の編成においては、大学設置認可申請において基準を満たしている教員であることを前提条件としている。但し、看護学部の AP—そのものが学生に対して求められるばかりでなく、本学部の求める教員像とも相通ずるものがあると認識し、採用している。

看護学部の教員の質向上を期待して、2019年度は学外研修や学会参加した教員が学科 FD 分科会（前期・後期2回開催）で研修内容や新しい知見を発表し、教員全員で学習の共有機会を設けた。また積極的に日本私立看護系大学協議会主催の研修会に教員が参加し、他大学の現状や今日の看護教育の課題などを本学部にあてはめながら解決方法を考え、さらにより良い看護教育を目指した向上的思考をもって全教員で討議している。2020年度は COVID-19 の影響により学会・研修課等においてはオンライン参加し、各教員が自己研鑽し、看護教員として、また看護の専門領域の質の向上に努めている。

○問題と対応策

2019年度は、公衆衛生看護学領域の教員1名を除いて、設置申請した際の必要な教員の10名が着任し、看護専任教員が30名となった。また臨地実習で専任教員が授業等で学内に戻る場合、臨地を教員不在としないため専任助手を5名確保した。2020年度は、基礎看護学教授1名、在宅看護学講師1名、精神看護学助教1名が加わり33名となり、講義・臨地実習指導の充実を図るための体制が整った。しかし、本年度を以て成人及び在宅看護学教授各1名、小児・在宅・公

衆衛生看護学助教各1名が進路変更の理由で退職となり教員定数を満たすことができない状況となっている。特に在宅看護学領域教員が健康上及び臨床現場への復帰のために退職したことは次年度の授業や実習指導への影響が大きく、至急に文科省教員判定審査で承認の得られる人材を探す必要がある。同時に今後に向けて専任助手の教育指導を支援しながら実習指導者として育成し、今後文科省教員審査に合格を得られるよう準備を進めている。

【令和元（2019）年度特記事項】（全学共通）

特になし。

【令和2（2020）年度特記事項】（全学共通）

特になし

【評価】（全学共通）

以上のように、求める教員像や教員組織の編制方針は、適切に定められていると判断できる。

4-②：教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

【教員組織の概要】

看護学部は、新設学部のため文科省において大学の教員としての判定審査を受ける必要があり、職位ごとの教員判定で「可」を得るために、それぞれの基準に適した人材を採用している。すなわち、臨床経験並びに大学での看護専門領域での教育経験の有無、並びに学歴業績、看護師・助産師または保健師免許を有していることなどが査定基準となっている。そのため、すべての専任教員は文科省で判定を得た専任教員であり、それぞれの看護領域（基礎・母性・小児・成人・老年・精神・在宅）と公衆衛生看護学（保健師教育課程）領域でのチーム編成をしているため、指定された各領域における科目担当を十分にできる教員組織として編成している。

同規則により定められた専任助手の人数については、5名が実習指導必須として文科省申請し認可されているが1名不足状況にあるが、2019年は基礎看護学実習1・Ⅱ、並びに老年看護学実習1のみの開講のため、現在採用の助手4名で実習指導は展開できており、他の領域は教員定数確保ができていますので授業・実習等の指導体制は適切であることが確認されている。

2020年度は、COVID-19の影響を受け、実習施設からの実習受入れ中止、あるいは時短での実習等で臨地実習の機会が減少し、専任助手2名と非常助手2名とで学生への指導体制で支障をきたしてはいない。

【適切な教員組織編制のための措置】

2020年度は看護職の資格を有する専任教員数は31名（男3名、女28名）であり、男女の比

率は圧倒的に女性が占めている。職位別の専任教員数は、教授 11 名、准教授 6 名、講師 9 名、助教 5 名である。年齢構成は下表のとおりとなりますが、39 歳以下の教員が少ない傾向にあるが、逆に 40 歳から 50 歳代の中堅どころの教員が半数以上いることで、教員組織としては活発に行動できる教員組織として期待できる。

以下は 2020 年 5 月 1 日現在の専任看護教員 31 名の内訳を示している。

	70 歳	60～69 歳	50～59 歳	40～49 歳	30～39 歳	29 歳以下
人数	0	12	10	8	1	0
割合	0.0%	38.7%	32.3%	25.8%	3.2%	0.0%

【適切な教員組織編制のための措置】

教員組織の編成は、附属の実習施設をもたない本看護学部においては、7つの看護専門領域（基礎・母性・小児・成人・老年・精神・在宅）および保健師教育課程における公衆衛生の領域を含めた適切な組織編成の措置を行っている。この組織は、教育研究活動においては、縦割り領域とせず、連関する領域間、あるいは教員間で活動を展開できるよう編成している。

学部における教員の組織活動として、教務・実習関連部会をはじめ、領域や職位を超えて、適材適所に教員をシャッフルして組織編成している。現在のところ、教員間での協力体制が維持され効果的な活動展開ができています。

科目「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」に関しては、学部長が科目責任者となり、教員 2 名体制でゼミグループ 16 グループを担当している。同じくアドバイザー教員についても専門領域の壁を取り払い、教育経験者と未経験者、年齢などを考慮して、2 名の教員組み合わせでアドバイザーグループを担当している。

○問題と対応策

助教 2 名が出産後、産休から引き続いて育児休暇申請をしているため、基礎ゼミは 2 名体制で担当することが難しくなり、学部長が 1 名担当グループに可能な範囲で代行して担当し、グループ間での指導サポートの配慮をしているが、ベテラン教員の場合は、1 グループ 5 名のため、一人に対応が可能で出ることから、後期は 2020 年度の臨地実習に全領域が行われることを考え、1 名体制のグループワークに切り替え、状況観察した結果、順調にゼミが進められていることを確認している。

尚、後期早々に在宅看護領域の教授 1 名が私的な理由により退職希望があり、承認した。今後、年齢層の高い教授陣クラスの高齢化に伴い、体調を崩したり親の介護で休暇をとる傾向が考えられるため、若手教員の採用計画を立て、早めに補充教員の確保を検討している。また次年度で完成年度を迎えるため、教員の他大学への移籍が考えられるため、次年度早期より人事計画を立て、重複した人材確保に努める必要がある。

【委員会】（全学共通）

学内各種委員会では各学類・学科から教員が参加して連携を踏っている。常設の委員会としては、教務委員会、入試委員会、学生支援委員会、研究紀要委員会、国際交流委員会、教員人事委員会、点検・評価・改善委員会、図書委員会、就職委員会、諸規程委員会、留学生委員会、教職課程委員会、広報委員会、ボランティア委員会、教育指針に関する検討委員会、教育研究企画委員会、自己点検評価委員会、在学スカラシップ生選考委員会を設置し、1学群2学部の専任教員全員がいずれかの委員会に配属されており、教員の有機的組織的な連携体制が図られている。なお、以上の他に法人所管の委員会や特別委員会等もある。

【令和元（2019）年度特記事項】

特になし。

【令和2（2020）年度特記事項】

特になし

【評価】

以上のとおり、教員組織の編成は、適切に運用されているものと判断できる。

4-③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

【教員の募集・採用・昇任】（全学共通）

教員の採用・昇格については、「駒沢女子大学人事委員会規程」（以下、「人事規程」という。）および「人事委員会内規」に準じて行っている。専任教員の募集については、原則として公募を方針としている。

「委員会の構成」については、1) 学長、2) 理事長及び常務理事、3) 学部長、4) 学務部長、5) 専任教員の任用案件人事ごとに選出される、案件人事対象と同じ専攻分野、もしくは最も近隣の専攻分野の教授による専門委員2人、6) 委員会の審議に関連する業務を担当する部門の事務職員1名以上、で構成するとしている。学長が委員長となり、学務部長が事務担当の任に当たる。

看護学部においては、文科省認可申請で教員の充足判定を得ているので現時点では募集は行っていないが、2020年度は小児・成人・公衆衛生看護学領域の教員各1名並びに在宅看護領域教員2名の辞退があり、継続して文科省の教員判定に適する人材を公募し、令和3年(2021)年度に採用する必要がある。なお2019年度に文科省・教員(助教)審査申請予定の精神看護領域担当1名を採用したが、業績の準備が整わないため本人の同意を得て文科省AC申請を断念し、本院との面接の上、専任助手として在籍希望が出され、2020年度は継続して助手として臨地実習指導を行っている。

昇任については、完成年度に向けて、文科省申請時に教育歴不足あるいは業績不足で申請職位

の判定が得られなかった教員について、完成年度以降で学内昇任に向けて各自が目標に向けて目指している。一方、完成年度以降の退職年齢に達する教員の代替教員募集と採用検討を進める必要があること、また内部昇任教員のための適切な昇格基準を設け、教員評価を検討している。

2019年度は看護学部採用者として6名が着任し、看護職の専門教員31名となっている。

2020年度の専任看護教員として基礎・在宅に2名が着任し33名となったが、年度末で5名が辞退のため28名となっている。

【令和元（2019）年度特記事項】

令和元（2019）年度は、家族の介護理由にて退職の専任教員2名（教授：在宅看護、助教：成人看護）の後任として、講師（在宅）1名をAC申請の準備をしている。

【令和2（2020）年度特記事項】

親の介護1名（成人）、大学院博士課程に専念のため1名（公衆衛生）、訪問看護ステーションへの移籍1名と手術後の自宅療養1名（在宅）、他大学への昇格人事により引き抜き1名（小児）の5名の後任人事として、教授（在宅）1名、講師（成人・公衆衛生）各1名、助教（小児）1名のAC申請をしている。また専任助手の助教（在宅）申請準備を進め、全領域の補充に努めている。

【評価】

以上のように、本学部は教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断できる。

4-④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的にかつ多面的に実施し、教員の質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

【FD活動の組織】（全学共通）

FD活動に直接的に関連する学内組織として点検・評価・改善委員会、教育研究支援課がある。点検・評価・改善委員会は、教員の資質向上、授業改善を目指して「授業アンケート」、「卒業年次アンケート」、「公開授業」、「FD・SD研修会」、「FD分科会」等を実施している。また、学生相談室・学生支援課主催の「FD・SD研修会」も行われており、組織的かつ多面的に計画・実施し、教員の質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

【FD活動の内容】（全学共通）

「授業アンケート」は、導入から18年を経過し、教育力向上の原点として定着している。その基本方針は「授業評価に関する規程」にあるとおり、「学生の声」をもとにして授業内容・方法を定期的に自己点検・評価し、それを改善・改革に繋げることによって教育上の質的保証を果たすことにある。全学群・学部とも前期・後期に各1回授業アンケートを実施している。当初は専任教員が全学科の必修科目である「基礎ゼミ」のほかに1科目以上を対象としていた（非常勤

講師については任意)。しかしながら、点検・評価・改善委員会の平成 29 年度総括において、全学群・学部で全科目を対象に実施すべきとの提案があり、令和元(2019)年度からは全科目を対象としてWEB上で実施することとなった。これに伴い規程の改定も行なわれた。

「卒業年次アンケート」は、4年間の学修活動、学生生活全体を問うものだが、この中で全学必修である「基礎ゼミ」と、各学類・学科の授業全般についての設問を設けている。これらは、各学類・学科のミッションが達成されたかを検証する資料となり、授業改善の基礎資料となる。

「学内公開授業」は専任教員すべてが自分の担当科目を1科目以上、定められた期間内に公開し、参観者からのコメントをもとに授業改善を図る営みである。

「FD研修会」は従来年2回開催していたが、平成 28(2016)年度からは学生支援課主催のFD・SD研修会が定着したことを受け、現在は年1回の開催となっている。授業改善に役立つ情報提供と教員相互の意見交換の場となっている

「FD分科会」は、各授業に密接なFD活動である。令和元(2019)年度は合計 22 の分科会が活動し、令和 2(2020)年度は合計 23 の分科会が活動した。

「研究費傾斜配分制度」は、人間総合学群および人文学部において実施している。教育研究の成果とポイントを所定の申請用紙に記載して提出し、これをもとに点検・評価・改善委員会が合計ポイントを算出し、最終的には学長の承認を経て研究費が決定される仕組みである。まず基本研究費を一律 25 万円(大学院授業担当教員は一律 30 万円)とし、専任教員から集積した一律 5 万円の総額を上述のポイントに応じて傾斜配分する。この制度は平成 17(2005)年度に導入され、ポイント算定基準については幾度か見直しが行われた。最新の状況は、平成 30(2018)年 10 月の教授会において示された「令和元年度研究費に関するポイント基準」に拠っている。

「業務評価」は、平成 28(2016)年度より専任教員に対して行われている。これは教員の教育・研究・校務・研究について評価する制度であり、①本人評価、②学科主任による第1次評価、③学部長による第2次評価、④理事長による最終評価という手順を経て五段階評価し、その結果を翌年の夏の賞与に反映させるものである。その評価項目は、教育面では①授業改善と②学生指導の観点からの4つの評価項目、研究面では研究成果の観点からの3つの評価項目、校務では①就業状況と②大学運営の観点から5つの評価項目、その他としては①教育広報と②行事関連の観点から3つの評価項目が設定され、計 15 の評価項目についてそれぞれ数値化し合計を算出する。

看護学部においては、教員の質向上のため、可能な限り専門領域の学会や研修会等に参加できるよう配慮している。今年度は日本私立看護系大学協議会を継続入会としているが、日本看護系大学協議会を今年度で「脱会」する手続きをとることにした。今後は、看護系大学における認証評価を日本看護系大学協議会が文科省の委託を受け実施することが決定予定なので、本学が完成年度の翌年から再度、入会手続きをとる必要がある。日本私立看護系大学協議会においては、研修会テーマにより、関連領域教員や役割上必要と認めた教員や、自主的に参加希望教員に参加できるよう支援している。一方、看護学部事務職員にも一緒に関連する研修に参加することで、組織的かつ多面的に学部内でのFD・SDの組織改善・向上につながっている。公費出張の教員に

においては、参加報告を学部内で実施し、情報共有をしている。自費出張の場合でも、出張報告書から学部全教員に共有する内容に関しては、学科会議において発表依頼することや参加者本人の意向で発表希望の場合はその機会（FD 分科会）を設けて有効活用している。なお、看護学部では、学生の理解と情報共有のため、FD・SD 研修を一緒に実施している。このことで看護学部事務職員の看護教育課程の理解を深め、組織の質向上に非常に貢献している。

なお、令和元（2019）年度から「授業アンケート」は全科目対象となり、WEB 上での実施に移行しているため、学部 FD 研修会において「授業アンケート」の活用についてと題して計画予定をしている。

○問題と解決策

FD・SD 研修において、グループ討議をする時間を持つことにより、教職員の質向上につながることで、また効果的な教職員組織の改善・向上につながることを期待できる。

【令和元（2019）年度特記事項】（全学共通）

「公開授業」の令和元（2019）年度参加者は1授業につき前期 1.41 名、後期 1.48 名となっている。

「FD 研修会」の令和元（2019）年のテーマは次の通りである。前期は、「困難を抱える学生のキャリア支援を考える - 大学教職員にできること」（学生相談室・学生支援課主催）、後期は、「駒沢女子大学におけるアクティブ・ラーニングの事例」（点検・評価・改善委員会主催）であった。

「業務評価」は、令和元（2019）年度末の実施が見送られた。年度末（令和 2(2020)年 2 月以降）に新型コロナウイルス感染症の影響によって教員の出勤がしにくい状況となり、次年度への対応準備に全学が追われる状況となったことが原因である。

【令和 2 年（2020）年度特記事項】

「授業アンケート」「卒業年次アンケート」は WEB 上で行うために、コロナ禍に伴う遠隔授業体制においても問題なく実施されたが、授業時間内の教員の声掛けがしにくいこともあって全体の回答率が低下した。

「学内公開授業」は、遠隔授業体制への移行に伴い、本年度は前後期ともに中止とした。ただし、前期終了時に遠隔授業に関する教員向けのアンケート調査を実施し、後期授業開始前に全教員に結果を配信し、後期からの授業経営の一助とした。

「FD・SD 研修会」は、学生相談室・学生支援課主催および点検評価改善委員会主催ともに、後期（2 月）の実施とし、GSE を用いたオンデマンド方式での動画視聴およびアンケート回答等により実施した。テーマは「遠隔授業下における学生支援」（学生相談室・学生支援課主催）、
「令和 2 年度遠隔授業(GSE)運用の総括と次年度活用に向けて」（点検・評価・改善委員会主催）であった。

「研究費傾斜配分」の項目のうち、「学内公開授業」に関する項目は、本年度の実施がなかったために、特例として前年度の平均値を全教員に付与するという対応をおこなった。

「業務評価」は、今年度もコロナウイルス感染症によって教員の業務形態が大きく変化したことを鑑み、実施を見送った。

看護学部においては、前期は COVID-19 による遠隔授業への切り替えに教員たちが苦労したが、学部内での遠隔授業支援担当教員のお陰と教員間の協力と相互支援により、オンラインあるいはオンデマンドへの授業切り替えが順調にでき、学生の学びに支障をきたさないようにした。ただ、学内での技術演習は十分な時間が取れなかったが、各単元の内容を精選し、必要最低限の技術演習を少人数制にして実施し、臨地実習に備えた。また 3 年生においては看護過程演習を三蜜を避けながら個別指導し、対面と遠隔授業のそれぞれの利点を取り入れ、効率を考えながら実施している。

看護学部 FD 分科会 「看護学教育に関する検討会」として meet 開催した。

テーマ：①「COVID-19 感染症が学生の看護実践能力の習得に及ぼした影響を考える」

各学年の学生の看護実践能力習得における課題共有と今後の教育の方向性についてグループワークをおこなった

②研修参加報告「コロナ禍のワシントン大学看護学部の臨床看護教育に参加して」

【評価】

以上のように、FD 活動は点検・評価・改善委員会と教育研究支援課とによって組織的に展開されており、各教員の教育・研究等諸活動は大学によって評価され各教員へ還元される制度が確立されているところから、適切に運用されているものと判断できる。ただし、令和元（2019）年度・令和 2（2020）年度と 2 年にわたり「業務評価」が実施できなかったことは問題であり、早急に内容の再検討を行い、実施へ向けて再始動すべきものと考えます。

4-⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価をおこなっているか。また結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価体制】（全学共通）

第 2 次中期計画において、10 本の柱（戦略プラン）の第 7 の柱として「人材の確保と育成」が定められている。「基本目標」は「学園の永続的発展のため、有能な人材の適切な年代構成に配慮した採用及び育成システムを構築する。」となっている。これに基づき令和元（2019）年度の「行動目標」を定め、大学ホームページに公表している。年度末には各部署からの点検評価が中長期計画策定委員会に集約され、検討の結果は、令和 2（2020）年度の行動計画に反映されている。

【学部の点検・評価】

看護学部では、大学の各種委員会代表教員とリンクさせ、看護学部における組織運営として構築している。特に「看護学部運営に関する審議をする会」（仮称）を設け、学部の組織・運営の承認を得て、学部の運営組織の位置づけ、各部会の役割や所掌事項等の取り決め事項を作成し、年度末において各部会活動を評価し、報告書作成をしている。また報告書をもとに次年度計画を立案し、年度初めの学科会議において各部会報告と次年度計画を学部教職員に説明している。このように各部会・領域等における会議開催と、FD 部会開催の研修会により、学部の教員組織・運営の改善・向上を図ると同時に、教員の質の向上を目指している。

【令和元（2019）年度特記事項】

令和元(2019)年度の点検・評価の結果、アドバイザー担当教員、ゼミ担当教員、各部会からの課題等については、運営会議や学科会議等で検討し、学生個々への問題について分析し、改善・解決をしているので、現在のところ特記事項は特にない。

【令和2（2020）年度特記事項】

教員組織の維持向上のため、学部内での担当役割（大学委員会の分科会として位置づけ）として、部会分掌作成を始めた。また学科会議での検討事項及び看護学部の点検・評価を踏まえた討議をするために、教授のみによる学部運営会議を月1回定例として発足した。

学長裁量制研究助成への応募を看護学部から3件だされ、採択されている。この助成金による研究を土台に科研申請等に発展できるよう学部教員への支援を行っている。

【評価】（全学共通）

現在の教員組織の編成については、中長期計画策定委員会を中心に定期的に点検・評価が行われる体制となっており、改善・向上に向けた取り組みも年度ごとの「行動計画」に反映されており、適切に行われていると判断できる。

なお、看護学部では、教員組織の編成に伴い、完成年度に向けて人事計画の実施ができるよう準備を始めているが、欠員教員のある成人看護領域並びに在宅看護領域、および公衆衛生看護領域の教員補充確保が先決課題であるため、公募をかける準備と在職教員のネットワークを活用して教員紹介を試みているが、なかなか文科省の教員審査で承認される教員を探すことが厳しい状況にある。次年度（2021）以降においても看護学部開設を300校ほどまでを目途として文科省が認可している中で、教員の引き抜きなどが今後起こる可能性は大きいので、個々の教員が本学部で充実した教育・研究ができるよう環境整備や将来を見通した人事計画を早めに立案していく必要がある。

以上